

1 業務名

糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業

2 業務の目的

疾病管理等が必要な対象者に、住み慣れた地域で着実に保健指導を実施し、地域に根付いた県内国民健康保険被保険者により良いサービスを提供するため、看護師や保健師等の資格を持つものに対して糖尿病性腎症重症化予防指導に特化した知識・技能を習得できる養成講座を開催するほか、受講生が実施する面談指導への同行により、糖尿病性腎症重症化予防指導を実施できる人材を育成し、その後の市町村における保健指導の実効性を高めることを目的とする。

3 実施主体

実施主体は、和歌山県（以下「発注者」という。）とする。

4 実施期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

5 事業対象者

和歌山県が募集し、県内の参加希望市町村の看護師、保健師又は管理栄養士の資格を有する保健指導に従事する者。
対象者数 8名

6 業務内容

（1） e-learning の実施、管理

- ① 受注者は、発注者が募集し受講申し込みのあった市町村の看護師、保健師又は管理栄養士を対象とした受講者(以下「受講者」という。)に対して、別紙（1）に記載するe-learningの目標設定に基づき、約30時間程度のe-learningを実施し、講義の受講に必要な基礎的知識を習得できるよう進捗状況等の管理を行う。
- ② 受注者は、受講者に対して、①の実施に必要な使用方法及びID等に関する資料を送付する。

（2） 講義の実施

- ① 受注者は、別紙（1）に記載する講義の目標設定に基づき、24時間以上の講義を実施する。
- ② 講義用の教材となるテキスト、ワークシートその他講義に必要なものは、受注者が準備する。
- ③ 講義会場は発注者が無償で提供するものとする。

（3） 認証試験の実施

- ① 受注者は、講義終了後に講義の設定目標を達成できているか確認を行うことを目的に、認証試験を行う。
- ② 認証試験の結果は受注者から受講者及び発注者に通知するものとする。

(4) 受講者による面談指導への同行

受注者は、別紙（１）に記載する面談指導への支援の目標設定に基づき、受講者１人に対し２回以上、重症化予防面談に同行し、受講者を支援する。また、今般の状況を踏まえて同行が困難となった場合については、別途協議を行うものとする。

(5) 指導サポート

受講者の保健指導中は、受注者は専門スタッフによるコールセンター（土日祝を除く９：３０～１７：３０）を設け、受講者のサポートを実施する。

(6) 業務報告書の作成

受注者は、和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成業務に関する実施報告書を作成し、事業終了後に発注者に提出する。

7 支払方法

完了払いとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項及び細目については、必要に応じて発注者、受注者が協議して定めるものとする。

9 個人情報の取扱いに関する事項

プライバシーマーク又はそれに準ずる認定を取得している業者であること。

また、この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙（２）に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

e-learningの目標設定

糖尿病の慢性疾患の病態、治療、特有の患者教育に関する基礎的知識を身につける。
--

講 義 の目標設定

糖尿病重症化予防事業の概要を理解する。

糖尿病重症化予防の指導方法を理解する。

指導に必要なコミュニケーション技術を理解する。

フィジカルアセスメントの技術を習得する。

CKD 重症度分類 G3a 対象者へのアプローチを事例の中で展開できる。

面談に必要な知識と技術を展開できる。

面談指導による支援の目標設定

対象者への面談指導に対し、受託事業者からの客観的な評価を受けることで指導の技術をより発展的に展開することができる。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第 3-1. 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2. 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明示した上で本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（安全確保の措置）

第 4-1. 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うに際し、責任者及び作業者を明確にし、作業場所を特定しなければならない。また、受注者は発注者の承諾がある場合を除いては、これらの者以外の者に作業させ、当該場所以外の場所において処理してはならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 7 受注者は、発注者の承諾のあるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、または自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（事故報告）

第 10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（調査）

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。